



報道関係者 各位

令和元年12月25日

【照会先】

大分労働局職業安定部職業対策課

課長 久々宮 賢治

地方障害者雇用担当官 田村 廣也

電話 097-535-2090 (内線305)

～令和元年6月1日現在の障害者雇用状況集計結果～

- ・ 県内の雇用障害者数は**過去最高を更新（10年連続）**
- ・ 実雇用率は前年比**0.12ポイント増加し、2.58%**
（実雇用率は全国5位、対前年度伸び率は全国2位）

大分労働局（局長 坂田 善廣）では、県内の民間企業における障害者雇用状況報告及び地方公共団体等における障害者任免状況通報書等の集計結果（令和元年6月1日現在）について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

大分労働局及び県内7カ所のハローワークでは、引き続き、法定雇用率を下回る企業等に対し、定期的な訪問による指導等を行い、早期解消に向けた取組を実施するとともに、全ての企業、公的機関及び特殊法人等に対して障害者雇用の拡大や職場定着に向けた支援を行ってまいります。

【集計結果のポイント】

＜民間企業＞（45.5人以上規模）（法定雇用率2.2%）

- 算定雇用障害者数は**3,360.0人**と、前年比**170.5人**増加し、**10年連続**で過去最高を更新
- 実雇用率は**2.58%**と、前年比**0.12ポイント**増加し、全国**5位**（前年6位）
- 法定雇用率達成企業の割合は、**62.3%**と、前年比**2.9ポイント**増加し、全国**4位**（前年6位）

＜公的機関等＞

- **県の機関**（法定雇用率2.5%）
算定雇用障害者数128.0人と前年比で7.0人減少し、実雇用率は2.69%となり、4機関とも達成。
- **市町村等の機関**（法定雇用率2.5%）
算定雇用障害者数330.0人と前年比で30.5人増加し、実雇用率は2.72%となったが、5機関で未達成。なお、現時点では2機関で解消している。
- **県の教育委員会**（法定雇用率2.4%）
算定雇用障害者数139.5人と前年より29.5人増加したが、実雇用率は1.65%にとどまっており未達成。
- **特殊法人等**（法定雇用率2.5%）
国立大学法人（1大学）は、算定雇用障害者数48.0人、実雇用率2.66%で達成。
公立大学法人（2大学）は、算定雇用障害者数3.0人、実雇用率2.53%で達成。

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の実人数は、2,894人（対前年2,719人の6.4%増）で算定障害者数（注1）は、3,360.0人（対前年3,189.5人の5.3%増）と、過去最高を更新した。
- 雇用者のうち、身体障害者は実人数1,703人、算定数2,214.0人（対前年比3.3%増）、知的障害者は実人数751人、算定数738.5人（対前年比1.9%増）、精神障害者は実人数440人、算定数407.5人（対前年比26.7%増）と、精神障害者の伸び率が大きい。
- 実雇用率（注2）は、2.58%（全国平均2.11%）で前年より0.12ポイント増加し、全国5位（前年6位）、法定雇用率達成企業割合は、62.3%（全国48.0%）で、2.9ポイント上昇し、全国順位は4位（前年6位）となった。

（第1表 参照）

(2) 企業規模別の状況

- 雇用されている障害者数を規模別にみると、算定障害者数において45.5～100人未満で646.5人（41.5人減）、100～300人未満で1,264.5人（126.0人増）、300～500人未満で579.5人（34.0人増）、500人以上で869.5人（52.0人増）と、100人未満で前年を下回った。
- 実雇用率は、45.5～100人未満規模企業（2.23%）で、前年（2.39%）を下回っているが、他の規模では上昇している。
- 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満規模企業（60.1%、前年59.0%）、100～300人未満規模企業（65.8%、前年61.5%）、300～500人未満規模企業（56.9%、前年51.0%）、500人以上規模企業（65.6%、前年56.3%）となり、全ての規模で上昇した。

（第2表 参照）

(3) 産業別の状況

- 雇用されている障害者の数は、算定障害者数において、「サービス・その他」（23.5人減）、「情報通信業」（2.0人減）、「電気・ガス・熱供給業」（1.0人減）で減少したが、他の産業は同数か増加となった。

特に増加したのは、「宿泊・飲食サービス業」（47.5人増）、「医療・保健衛生」（40.5人増）、「運輸・郵便業」（25.0人増）、「建設業」（22.0人増）、「製造業」（20.5人増）となっている。

- 実雇用率は、「農・林業」（1.87%→3.77%）、「鉱・採石・砂利採取業」（0.67%→0.78%）、「建設業」（1.25%→1.78%）、「製造業」（2.20%→2.23%）、「運輸・郵便業」（2.30%→2.57%）、「卸売・小売業」（1.84%→2.00%）、「金融・保険業」（1.81%→1.88%）、「宿泊・飲食サービス業」（2.03%→2.57%）、「医療・保健衛生」（1.86→2.03%）、「複合サービス事業」（2.00%→2.22%）で上昇したが、他の産業は同率か低下となった。

- 法定雇用率達成企業割合では、「漁業」(100.0%→0.0%)、「製造業」(68.5%→67.0%)、「電気・ガス・熱供給業」(75.0%→66.7%)、「不動産・物品賃貸業」(69.2%→68.8%)、「サービス・その他」(59.5%→59.1%)で低下したが、他の産業は同率が上昇した。

(第3表 参照)

2 地方公共団体における在職状況

- (1) 都道府県の機関 (法定雇用率 2.5%)

都道府県の機関に在職している算定障害者の数は128.0人(前年135.0人)、実雇用率は2.69%(前年2.84%)で、前年より0.15ポイント低下した。

(第4表 ①-1 参照)

- (2) 市町村の機関 (法定雇用率 2.5%)

市町村の機関に在職している算定障害者の数は330.0人(前年299.5人)、実雇用率は2.72%(前年2.72%)で、前年と同率であった。

(第4表 ①-1 参照)

- (3) 県の教育委員会 (法定雇用率 2.4%)

教育委員会に在職している算定障害者の数は、139.5人(前年110.0人)、実雇用率は1.65%(前年1.49%)で、前年より0.16ポイント上昇した。

(第4表 ②-1 参照)

3 特殊法人等における在職状況

- (1) 国立大学法人 (法定雇用率 2.5%)

在職している算定障害者の数は48.0人(前年39.0人)、実雇用率は2.66%(前年2.19%)で、前年より0.47ポイント上昇した。

(第5表 参照)

- (2) 公立大学法人 (法定雇用率 2.5%)

在職している算定障害者の数は3.0人(前年3.0人)、実雇用率は2.53%(前年2.63%)で、前年より0.1ポイント低下した。

(第5表 参照)

(注1)

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者は、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。

(注2)

雇用している障害者の数を常用労働者数で除した割合。

常用労働者数は、雇用期間が1年を超えているか、または超える見込みの労働者のうち、週の所定労働時間が30時間以上の者を1人、短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)を0.5人とカウントした総数から、除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

第1表 民間企業における障害者の雇用状況

令和元年6月1日現在

年	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和元年	860	130,216.5	1,703	2,214.0	751	738.5	440	407.5	2,894	3,360.0	2.58	536	62.3
平成30年	845	129,588.5	1,654	2,143.0	723	725.0	342	321.5	2,719	3,189.5	2.46	502	59.4

(令和元年 資料出所 大分労働局集計)

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

令和元年6月1日現在

区分	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
45.5～	441	29,026.5	319	379.0	168	192.5	81	75.0	568	646.5	2.23	265	60.1
100人未満	(432)	(28,743.0)	320	(380.0)	214	(246.5)	66	(61.5)	600	(688.0)	(2.39)	(255)	(59.0)
100～	336	49,867.0	647	826.5	294	303.5	148	134.5	1,089	1,264.5	2.54	221	65.8
300人未満	(330)	(49,261.5)	604	(779.0)	246	(249.5)	116	(110.0)	966	(1,138.5)	(2.31)	(203)	(61.5)
300～	51	16,547.0	320	457.5	59	52.5	72	69.5	451	579.5	3.50	29	56.9
500人未満	(51)	(16,494.0)	324	(448.5)	47	(41.5)	56	(55.5)	427	(545.5)	(3.31)	(26)	(51.0)
500人以上	32	34,776.0	417	551.0	230	190.0	139	128.5	786	869.5	2.50	21	65.6
	(32)	(35,090.0)	406	(535.5)	216	(187.5)	104	(94.5)	726	(817.5)	(2.33)	(18)	(56.3)
規模計	860	130,216.5	1,703	2,214.0	751	738.5	440	407.5	2,894	3,360.0	2.58	536	62.3
	(845)	(129,588.5)	1,654	(2,143.0)	723	(725.0)	342	(321.5)	2,719	(3,189.5)	(2.46)	(502)	(59.4)

() 内は平成30年分

(令和元年 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 ②欄の「算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③の算定障害者の数については、法律上の算定方法により、「重度身体障害者及び重度知的障害者」は、1人に2人に相当するものとしており、「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとして算出している。
- 3 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者は、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなっている。

全国計

令和元年6月1日現在

年	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	⑤法定雇用率達成企業数	⑥法定雇用率達成企業割合 ⑤/①×100
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)			
令和元年	101,889	26,585,858.0	261,744	354,134.0	117,132	128,383.0	82,935	78,091.5	461,811	560,608.5	2.11	48,898	48.0
平成30年	100,586	26,104,834.5	256,153	346,208.0	110,144	121,166.5	71,235	67,395.0	437,532	534,769.5	2.05	46,217	45.9

(令和元年 資料出所 厚生労働省集計)

第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

令和元年6月1日現在

区 分	①企業数	②算定基礎労働者数 (人)	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		④実雇用率 ③/②×100	法定雇用率達成状況		
			実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	算定数 (人)	実人数 (人)	③算定数 (人)		⑤達成企業数	未達成企業数	達成割合 ⑤/①×100
農・林業	4 (4)	292.0 (321.5)	6 (2)	9.0 (4.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	8 (4)	11.0 (6.0)	3.77 (1.87)	3 (2)	1 (2)	75.0 (50.0)
漁業	1 (1)	147.5 (132.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	2 (2)	2.0 (2.0)	1.36 (1.52)	0 (1)	1 (0)	0.0 (100.0)
鉱・採石・砂利採取業	2 (2)	383.5 (373.5)	2 (3)	3.0 (2.5)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (3)	3.0 (2.5)	0.78 (0.67)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)
建設業	38 (35)	3,315.5 (2,967.5)	45 (26)	56.0 (35.0)	2 (1)	2.0 (1.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	48 (28)	59.0 (37.0)	1.78 (1.25)	24 (18)	14 (17)	63.2 (51.4)
製造業	182 (181)	31,860.0 (31,374.0)	355 (356)	491.5 (486.0)	127 (122)	149.5 (145.5)	74 (62)	71.0 (60.0)	556 (540)	712.0 (691.5)	2.23 (2.20)	122 (124)	60 (57)	67.0 (68.5)
食料品・たばこ	42	6,522.5	73	88.0	39	38.0	14	11.5	126	137.5	2.11	30	12	71.4
繊維工業	7	642.0	16	20.5	13	21.0	2	2.0	31	43.5	6.78	6	1	85.7
木材・家具	7	465.0	5	6.0	5	6.0	0	0.0	10	12.0	2.58	6	1	85.7
パルプ・紙・印刷	8	636.5	9	14.0	1	1.0	1	1.0	11	16.0	2.51	7	1	87.5
化学・石油製品	13	1,510.0	12	19.0	2	2.0	4	4.0	18	25.0	1.66	7	6	53.8
ゴム・革製品	3	716.5	10	13.0	3	3.0	1	1.0	14	17.0	2.37	2	1	66.7
窯業・土石	5	918.5	13	18.0	0	0.0	0	0.0	13	18.0	1.96	4	1	80.0
鉄鋼	2	119.0	1	1.0	0	0.0	2	2.0	3	3.0	2.52	2	0	100.0
非鉄金属	2	352.0	0	0.0	3	4.0	0	0.0	3	4.0	1.14	0	2	0.0
金属・はん用機器	33	4,765.0	67	97.5	7	6.5	14	14.0	88	118.0	2.48	23	10	69.7
電子・通信機器	54	14,550.0	139	203.0	54	68.0	36	35.5	229	306.5	2.11	31	23	57.4
その他	6	663.0	10	11.5	0	0.0	0	0.0	10	11.5	1.73	4	2	66.7
電気・ガス・熱供給業	3 (4)	290.0 (344.5)	4 (5)	5.0 (6.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	4 (5)	5.0 (6.0)	1.72 (1.74)	2 (3)	1 (1)	66.7 (75.0)
情報通信業	19 (20)	2,673.0 (2,781.5)	24 (24)	29.0 (31.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	4 (4)	4.0 (4.0)	28 (28)	33.0 (35.0)	1.23 (1.26)	8 (7)	11 (13)	42.1 (35.0)
運輸・郵便業	50 (46)	7,149.5 (6,928.0)	128 (111)	161.5 (136.0)	16 (15)	17.0 (16.0)	6 (7)	5.5 (7.0)	150 (133)	184.0 (159.0)	2.57 (2.30)	35 (30)	15 (16)	70.0 (65.2)
卸売・小売業	109 (109)	16,554.5 (17,429.0)	185 (176)	233.5 (224.0)	65 (63)	50.5 (51.5)	57 (51)	47.0 (45.0)	307 (290)	331.0 (320.5)	2.00 (1.84)	62 (54)	47 (55)	56.9 (49.5)
金融・保険業	11 (11)	4,902.5 (4,987.5)	61 (60)	80.0 (81.5)	2 (1.0)	2.0 (1.0)	10 (8)	10.0 (8.0)	73 (69)	92.0 (90.5)	1.88 (1.81)	6 (5)	5 (6)	54.5 (45.5)
不動産・物品賃貸業	16 (13)	1,380.0 (1,175.0)	18 (15)	25.5 (22.0)	3 (3)	4.0 (5.0)	2 (1)	2.0 (1.0)	23 (19)	31.5 (28.0)	2.28 (2.38)	11 (9)	5 (4)	68.8 (69.2)
学術・専門・技術サービス業	17 (14)	1,312.5 (1,120.5)	10 (8)	13.0 (11.0)	1 (1)	1.0 (1.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	11 (9)	14.0 (12.0)	1.07 (1.07)	9 (5)	8 (9)	52.9 (35.7)
宿泊・飲食サービス業	32 (34)	9,346.5 (9,491.0)	97 (96)	113.0 (116.0)	79 (66)	56.5 (49.5)	74 (29)	71.0 (27.5)	250 (191)	240.5 (193.0)	2.57 (2.03)	22 (23)	10 (11)	68.8 (67.6)
生活関連サービス・娯楽業	22 (15)	2,170.5 (1,839.5)	14 (12)	12.5 (13.0)	9 (7)	10.0 (7.0)	4 (3)	3.5 (3.0)	27 (22)	26.0 (23.0)	1.20 (1.25)	7 (4)	15 (11)	31.8 (26.7)
教育・学習支援業	16 (15)	1,977.0 (1,937.5)	23 (24)	32.5 (32.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	23 (24)	32.5 (32.0)	1.64 (1.65)	9 (8)	7 (7)	56.3 (53.3)
医療・保健衛生	124 (120)	18,721.5 (18,247.0)	244 (222)	321.0 (294.5)	20 (16)	19.5 (16.0)	46 (30)	40.0 (29.5)	310 (268)	380.5 (340.0)	2.03 (1.86)	72 (62)	52 (58)	58.1 (51.7)
福祉・介護	137 (137)	16,044.5 (15,867.5)	309 (319)	410.5 (406.0)	395 (396)	396.5 (401.0)	126 (120)	117.0 (110.5)	830 (835)	924.0 (917.5)	5.76 (5.78)	100 (99)	37 (38)	73.0 (72.3)
複合サービス事業	11 (10)	3,758.0 (3,743.5)	50 (49)	66.5 (66.0)	9 (5)	8.0 (5.0)	9 (4)	9.0 (4.0)	68 (58)	83.5 (75.0)	2.22 (2.00)	5 (4)	6 (6)	45.5 (40.0)
サービス・その他	66 (74)	7,938.0 (8,528.0)	127 (145)	150.0 (175.5)	22 (26)	21.0 (24.5)	25 (20)	24.5 (19.0)	174 (191)	195.5 (219.0)	2.46 (2.57)	39 (44)	27 (30)	59.1 (59.5)
産 業 計	860 (845)	130,216.5 (129,588.5)	1,703 (1,654)	2,214.0 (2,143.0)	751 (723)	738.5 (725.0)	440 (342)	407.5 (321.5)	2,894 (2,719)	3,360.0 (3,189.5)	2.58 (2.46)	536 (502)	324 (343)	62.3 (59.4)

()内は平成30年分

(令和元年 資料出所 大分労働局集計)

第4表 地方公共団体における障害者の在職状況

①-1 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

令和元年6月1日現在

		① 算定基礎 職員数	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		③実雇 用率 ②/①×100
			実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	②算定数	
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
雇用率 2.5% 適用機関	県 4機関	4,752.0 (4,760.5)	80 (86)	109.5 (117.5)	15 (12)	7.5 (6.5)	11 (11)	11.0 (11.0)	106 (109)	128.0 (135.0)	2.69 (2.84)
	市町村 27機関	12,122.5 (11,030.5)	231 (216)	304.5 (284.0)	6 (5)	4.5 (3.5)	21 (12)	21.0 (12.0)	258 (233)	330.0 (299.5)	2.72 (2.72)
	合計	16,874.5 (15,791.0)	311 (302)	414.0 (401.5)	21 (17)	12.0 (10.0)	32 (23)	32.0 (23.0)	364 (342)	458.0 (434.5)	2.71 (2.75)

(令和元年 資料出所 大分労働局集計)

②-1 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

令和元年6月1日現在

		① 算定基礎 職員数	身体障害者数		知的障害者数		精神障害者数		障害者数計		③実雇 用率 ②/①×100
			実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	算定数	実人数	②算定数	
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
雇用率 2.4% 適用機関 (教育委員会)	県 1機関	8,476.0 (7,365.0)	87 (81)	128.5 (107.0)	10 (2)	10.0 (1.0)	1 (2)	1.0 (2.0)	98 (85)	139.5 (110.0)	1.65 (1.49)
	市町村 0機関	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	— —
	合計	8,476.0 (7,365.0)	87 (81)	128.5 (107.0)	10 (2)	10.0 (1.0)	1 (2)	1.0 (2.0)	98 (85)	139.5 (110.0)	1.65 (1.49)

(令和元年 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 対象となる職員は、雇用期間が1年を超えた、もしくは、超える見込みの職員で、算定に当たっては、1週間の所定労働時間が30時間以上の職員を1人とカウントし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員は0.5人とカウントすることとなっている。
- 2 ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 ③欄の「実雇用率」の算定に当たっては、「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、原則1人を0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者については、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。
- 4 ()内の数値は、平成30年6月1日現在の内容である。
 なお、精神保健福祉手帳を所持する精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなっている。

①-2 機関別内訳(法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体)

令和元年6月1日現在

機関名	①算定基礎職員数		②障害者の数		③雇用率		④不足数		備考
大分県知事部局	3,883.5	(3,921.5)	102.5	(107.5)	2.64	(2.74)	0.0	(0.0)	
大分県企業局	74.5	(71.0)	2.5	(1.5)	3.36	(2.11)	0.0	(0.0)	
大分県病院局	418.5	(403.0)	13.0	(17.0)	3.11	(4.22)	0.0	(0.0)	
大分県警察本部	375.5	(365.0)	10.0	(9.0)	2.66	(2.47)	0.0	(0.0)	
大分市役所	2,661.0	(2,442.0)	69.0	(61.0)	2.59	(2.50)	0.0	(0.0)	
別府市役所	936.0	(743.0)	29.5	(24.0)	3.15	(3.23)	0.0	(0.0)	
中津市役所	989.0	(997.0)	25.0	(23.0)	2.53	(2.31)	0.0	(1.0)	
日田市役所	616.0	(626.0)	17.0	(16.0)	2.76	(2.56)	0.0	(0.0)	
臼杵市役所	315.0	(311.0)	15.0	(10.0)	4.76	(3.22)	0.0	(0.0)	
佐伯市役所	938.0	(1,020.0)	24.0	(26.0)	2.56	(2.55)	0.0	(0.0)	
宇佐市役所	571.0	(567.5)	17.0	(18.0)	2.98	(3.17)	0.0	(0.0)	
豊後大野市役所	547.5	(545.5)	12.5	(10.5)	2.28	(1.92)	0.5	(2.5)	R1.12.2 付けで不足数解消
杵築市役所	495.0	(477.0)	8.0	(11.0)	1.62	(2.31)	4.0	(0.0)	
国東市役所	602.0	(389.0)	10.0	(10.0)	1.66	(2.57)	5.0	(0.0)	
由布市役所	325.0	(342.0)	8.0	(8.0)	2.46	(2.34)	0.0	(0.0)	
津久見市役所	158.0	(160.0)	6.5	(7.0)	4.11	(4.38)	0.0	(0.0)	
豊後高田市役所	250.0	(248.5)	7.5	(7.5)	3.00	(3.02)	0.0	(0.0)	
竹田市役所	471.5	(510.0)	15.0	(16.0)	3.18	(3.14)	0.0	(0.0)	
玖珠町役場	257.0	(179.0)	7.0	(5.0)	2.72	(2.79)	0.0	(0.0)	
九重町役場	181.0	(184.0)	6.0	(6.0)	3.31	(3.26)	0.0	(0.0)	
日出町役場	205.0	(160.0)	7.0	(5.0)	3.41	(3.13)	0.0	(0.0)	
姫島村役場	167.5	(172.0)	7.5	(5.5)	4.48	(3.20)	0.0	(0.0)	
大分市教育委員会	438.5	(399.5)	12.0	(10.0)	2.74	(2.50)	0.0	(0.0)	
別府市教育委員会	228.5	(102.0)	6.0	(6.0)	2.63	(5.88)	0.0	(0.0)	
臼杵市教育委員会	67.0	(69.0)	3.0	(3.0)	4.48	(4.35)	0.0	(0.0)	
杵築市教育委員会	68.0	(69.0)	3.0	(2.0)	4.41	(2.90)	0.0	(0.0)	
豊後高田市教育委員会	48.0		2.5		5.21		0.0		
日出町教育委員会	66.5		0.0		0.00		1.0		R1.11.28 付けで不足数解消
大分市水道局	251.0	(252.0)	8.0	(7.0)	3.19	(2.78)	0.0	(0.0)	
別府市水道局	70.0	(65.5)	2.0	(2.0)	2.86	(3.05)	0.0	(0.0)	
豊後大野市民病院	199.5		2.0		1.00		2.0		

()内は平成30年分

②-2 機関別内訳(法定雇用率2.4%が適用される教育委員会)

機関名	①算定基礎職員数		②障害者の数		③雇用率		④不足数		備考
大分県教育委員会	8,476.0	(7,365.0)	139.5	(110.0)	1.65	(1.49)	63.5	(66.0)	

()内は平成30年分

第5表 特殊法人等(法定雇用率2.5%適用)

令和元年6月1日現在

機関名	①算定基礎職員数		②障害者の数		③雇用率		④不足数		備考
国立大学法人 大分大学	1,804.0	(1,778.5)	48.0	(39.0)	2.66	(2.19)	0.0	(5.0)	
公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学	60.5	(59.0)	1.0	(1.0)	1.65	(1.69)	0.0	(0.0)	
公立大学法人 大分県立看護科学大学	58.0	(55.0)	2.0	(2.0)	3.45	(3.64)	0.0	(0.0)	

()内は平成30年分

(令和元年 資料出所 大分労働局集計)

- 注 1 ①欄の「算定基礎職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、原則1人を0.5人に相当するものとしているが、「精神障害者である短時間労働者」であって、特例措置の対象となる障害者については、対象期間中において、1人を1人に相当するものとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0であれば、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.2% [2.0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.5% [2.3%]
 - 労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2.5% [2.3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.4% [2.2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

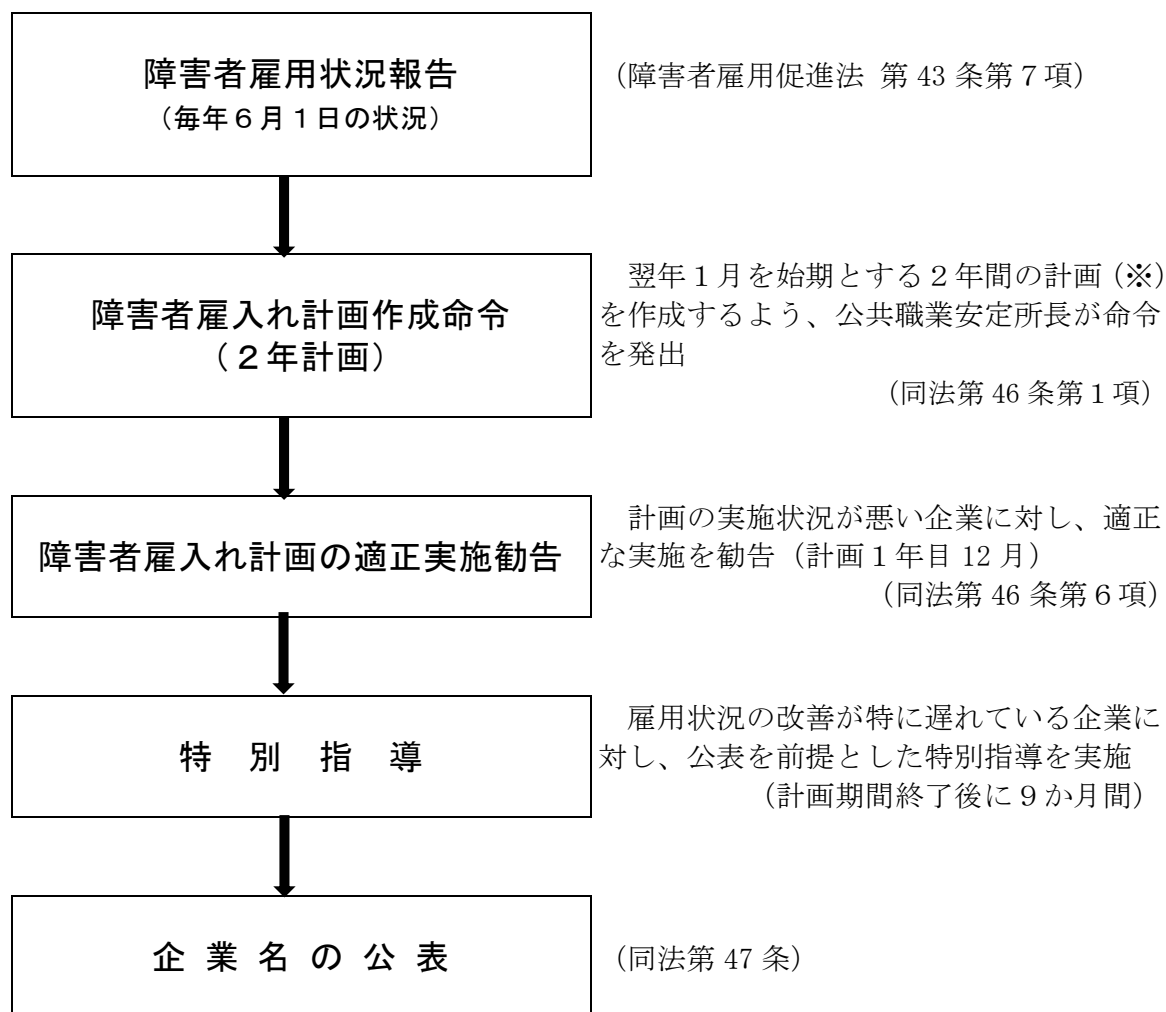
※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ（厚生労働省資料）

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[全国の指導実績]

○ 平成30年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 430社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 40社
- * 「特別指導」の実施 26社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 190社(30年度)

○ 企業名の公表

- 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
- 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
- 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
- 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社
- 30年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。